

(最終) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和6年3月26日																																
契約業者名	日本道路(株)北関東支店																																
契約業者の住所	埼玉県さいたま市見沼区春岡1丁目1番地10																																
工事の名称	R6国道17号上尾道路外環境整備その1工事																																
工事場所	自)埼玉県さいたま市西区宮前町 至)埼玉県鴻巣市箕田																																
工事種別	維持修繕工事																																
工事概要 (変更した内容について記述する)	<p>【上尾道路Ⅰ期】</p> <table> <tr> <td>舗装工</td> <td>1式</td> <td>区画線工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td>1式</td> <td>縁石工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>防護柵工</td> <td>1式</td> <td>除草工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>緊急処理工</td> <td>1式</td> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>排水ろ過装置工</td> <td>1式</td> <td>浄化施設工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【上尾道路Ⅱ期】</p> <table> <tr> <td>除草工</td> <td>1式</td> <td>緊急処理工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> </table>	舗装工	1式	区画線工	1式	排水構造物工	1式	縁石工	1式	防護柵工	1式	除草工	1式	緊急処理工	1式	構造物撤去工	1式	排水ろ過装置工	1式	浄化施設工	1式	仮設工	1式			除草工	1式	緊急処理工	1式	構造物撤去工	1式	仮設工	1式
舗装工	1式	区画線工	1式																														
排水構造物工	1式	縁石工	1式																														
防護柵工	1式	除草工	1式																														
緊急処理工	1式	構造物撤去工	1式																														
排水ろ過装置工	1式	浄化施設工	1式																														
仮設工	1式																																
除草工	1式	緊急処理工	1式																														
構造物撤去工	1式	仮設工	1式																														
工期(自)	令和6年4月1日																																
工期(至)	令和6年3月31日																																
変更前の契約金額	176,770,000円(税込み)																																
変更金額	+ 155,980,000円(税込み)																																
変更後の契約金額	332,750,000円(税込み)																																

変更理由

【上尾道路Ⅰ期】

1. 舗装工

宮前IC内のR16（上り）の舗装修繕を行う必要があったため、舗装工を数量変更（増）する。

2. 区画線工

宮前IC内のR16（上り）の舗装修繕を行う必要があったため、区画線工を数量変更（増）する。

3. 排水構造物工

宮前IC内のR16（上り）の舗装修繕を行う必要があったため、排水構造物工を増工する。

4. 縁石工

宮前IC内のR16（上り）の舗装修繕を行う必要があったため、縁石工を増工する。

5. 防護柵工

現地精査の結果、防護柵工を数量変更（減）する。

6. 除草工

現地精査の結果、除草工を数量変更（減）する。

7. 緊急処理工

沿道住民からの苦情（除草等）及び降雪対応を行う必要があったことから、緊急処理工を数量変更（増）する。

8. 構造物撤去工

現地精査の結果、構造物撤去工を数量変更（減）する。

9. 排水ろ過装置工

道路排水を浄化し、湿地に還元するための仮設排水浄化施設を設置する必要があったため、排水ろ過装置工を増工する。

10. 浄化施設工

江川地区において、道路排水を浄化し湿地に還元するため自然浄化施設の施工をする必要があったため、浄化施設工を増工する。

【上尾道路Ⅱ期】

1. 除草工

現地精査の結果、除草工を数量変更（増）する。

2. 緊急処理工

用地取得済み箇所の基礎撤去及び立入防止を目的とした単管バリケード設置等の対応が必要となったことから、緊急処理工を数量変更（増）する。

3. 構造物撤去工

現地精査の結果、構造物撤去工を減工する。

【工期】

1. 工期は元設計とおりとする。